

令和6年度事業報告

1. 事業概要

我が国では、主にエネルギー価格の高騰などによる諸物価の上昇に加えて、少子高齢化や経済格差などの社会的変化が徐々に日常生活に影響を及ぼし始め、特に労働環境では65歳までの雇用の完全義務化や70歳までの就業機会確保が制度化され、高齢者の就業の選択肢が拡大されつつあります。

このような中で、シルバー人材センターへの入会年齢は年々高くなっており、在籍期間の短縮や作業の安全性の確保など様々な課題が生じていることから、センターを取り巻く環境は年々厳しく、将来が予測できない状況となっています。

令和6年11月に「フリーランス新法」が施行され、取引の適正化や就業条件の明示等がセンターへ義務付けられるなど就業環境にも影響を及ぼし、関連する事務量が増大するなど、より一層安定的な事業運営を求められることとなりましたが、働く意欲のある高齢者がその経験と能力を生かして、生涯現役で活躍できる持続可能な地域社会づくりを目指し活動してきました。

令和6年度の事業実施結果の概況は、受注件数3,325件、契約金額は前年度に比べて約1.84%減の237,409千円となり、前年度を下回る結果となりました。会員数は、全国的に会員数の減少が続く中で、当シルバー人材センターにおいては、入会者紹介制度を始め様々な会員拡大の取り組みにより、男性339人、女性230人、合計569人と前年度に比べて3人の増加となりました。

安全・適正就業の推進については、就業途上の交通死亡事故が1件発生し、2年連続の重篤事故発生となったことから、各会員には様々な手段で注意喚起や研修を実施し、交通安全に対する意識高揚を継続的に行うなど、組織を挙げて事故防止対策に取り組みました。

また就業中の傷害事故は8件発生し、前年度より4件増加となり、その殆どが転倒及び蜂刺されによるもので、一方、賠償事故は6件発生し、前年度より1件減少したものの、依然として高額の賠償責任事故が発生していることから、各会員に対して、年齢とともに心身の機能が低下し、事故のリスクが高まる可能性があることを再認識いただくために、機会を捉えて啓発を行いました。

このような中で、地域高齢者が生涯現役として安心して活動でき、かつ就業意欲の受け皿としての役割を果たすために、地域に貢献する公益社団法人として以下のセンター事業に取り組みました。

(1) 会員拡大と就業機会の拡大

生きがいの充実と社会参加を推進するため、入会促進及び就業機会の確保の取り組みを行うとともに、就業へのマッチングを円滑に行うための会員専用ページ（Smile to Smile）の導入を行いました。

○令和 6 年度から開始したシルバー年会費の割引制度や入会者紹介制度の活用に加え、月 2 回の入会説明会のほかに、臨時的な入会説明会の開催、イベント等での会員募集リーフレット等の配布、会員募集チラシの新聞折込（10 月、3 月）、広報紙等に効果的な募集記事掲載を実施するなど、会員拡大のために取り組みを積極的に行いました。

○就業機会の拡大では、既存の就業機会の確保とともに、発注者のニーズに可能な限り対応しつつ、新たな受注先の確保のため、就業募集チラシ（10 月、3 月）の新聞折込などを行いました。

○同好会活動の応援や会員作品展の開催により、シルバー活動の魅力をセンター内外に情報発信した結果、新規加入の促進や高齢会員の退会抑制につながりました。

○健康状態等の理由により就業困難な会員に対して、プラチナ会員への移行推奨により、退会抑制に取り組みました。

(2) 安全就業の徹底と適正就業の推進

2 年連続の就業途上での重篤事故発生により、交通事故発生の非常事態となっていることから、更なる会員の交通安全の意識高揚を図るため、安全・適正就業委員会において就業途上事故防止改善計画を策定し、当該計画に基づき交通安全対策を講じました。

安全・適正就業はシルバー事業を行なっていく上で最優先課題であり、会員の安全管理の徹底と適正就業について、「安全だより」や SMS、また会員専用ページ（Smile to Smile）等により、適宜啓発を行いました。

○就業途上事故防止改善計画に基づき、会員への SMS による情報発信、12 月を「交通安全強化月間」として安全パトロールの実施、また 2 月に地区（学区）別合同研修・懇談会において交通安全教室を実施しました。

○安全・適正就業委員会では、事故発生状況について情報を共有し、事故の検証と安全就業についての協議を行ない、事故の再発防止に努めるとともに、偶数月に発行する「安全だより」等による啓発を行いました。

○7 月の「安全・適正就業強化月間」において、安全就業の意識づけと事故防止を図るため、のぼり旗等による啓発活動を行うとともに、公用車運転時に運転免許証の所持確認を行いました。

○1月から2月にかけて該当会員へ接遇マナー研修会を開催し、発注者等への対応時に必要な知識の向上に努めました。

(3) 普及啓発活動の推進

シルバー人材センターをより広く理解いただき事業活動を促進するため、市内事業所等への啓発活動を実施したほか、これに係る資料の発行や会員による奉仕活動等を行いました。

○広報紙「シルバーやす」を8月と1月に発行しました。

○会員募集のポスターを作成し、公共施設等に掲示を依頼しました。

○ホームページを随時更新し、活動状況や就業情報の提供を行いました。

○10月の普及啓発月間では、啓発のぼり旗の掲示をはじめ、「シルバー環境美化の日」に市内全6小学校の校庭で除草の奉仕作業を実施しました。また、市内スーパーでリーフレット等を頒布したほか、企業訪問を実施し新たな就業機会の提供を依頼しました。

(4) 事務局運営の効率化と適正化

一昨年からのインボイス制度による負担増に加え、諸物価が高騰している状況下で、多岐にわたる業務を処理しながら安定した収入財源の確保並びに運営経費の縮減に取り組む等、効率的かつ適正な事務局運営に努めました。

(5) 職業紹介事業の実施

臨時的、短期的な業務または簡易な業務について、事業所等へ啓発を行い、要請時に対応できるよう努めました。

(6) デジタル化の推進

会員への連絡手段としてSMSを活用し、迅速な連絡体制をとることに努めました。

また、「フリーランス新法」への対応も含め、会員専用ページ (Smile to Smile) を各会員のスマートフォンに導入するため、研修会の開催や登録相談会を設けるなど機会を捉えて周知・指導を行いました。

(7) 独自事業の取り組み

会員の創意と工夫による、市民を対象としたパソコン講座開催等による事業の実施や、啓発活動に取り組みました。

(8) 人権問題の取り組み

センターは地域社会の一員であり公益法人であることの自覚のもと、人権問題は地域社会全体の問題であることを認識し、行政機関や関係団体等と連携しながら人権が尊重される組織づくりに努めました。

- 地区（学区）別合同研修・懇談会で人権（カスタマーハラスメント）研修を実施しました。
- 偶数月発行の“事務局だより”の人権コーナーに啓発記事を掲載しました。